

## 第 6 次総量規制に係る総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)について

### 1 背景と目的

#### (総量規制制度の概要)

水質総量規制は、工場・事業場の排水基準（濃度基準）のみによっては水質環境基準の確保が困難である人口、産業が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、当該水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の総量を削減しようとする制度で、昭和 53 年に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入されました。

兵庫県では、瀬戸内海の水質の改善を図るために、昭和 55 年 4 月から 5 次にわたる水質総量削減計画を策定し、目標達成のため下水道の整備、総量規制基準の設定等の諸施策を実施し、COD、窒素及びりん汚濁負荷量の削減に取り組んできたところです。

#### (「総量削減計画」及び「総量規制基準」の策定)

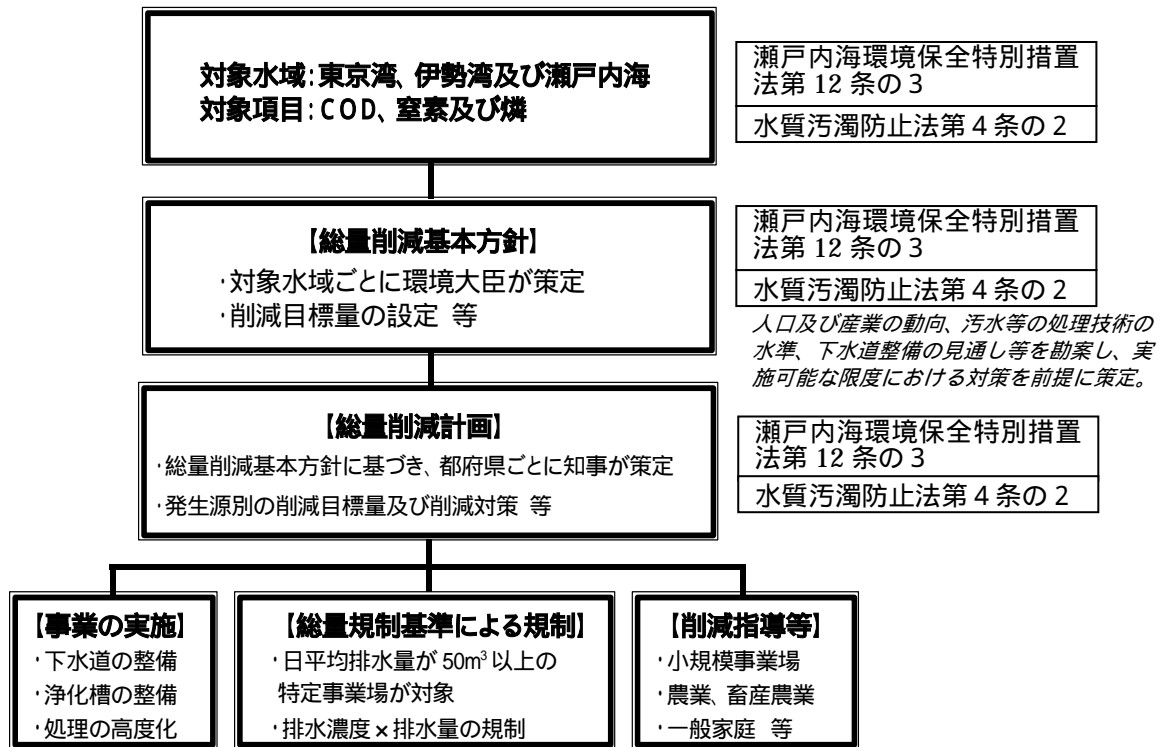
しかしながら、瀬戸内海の水質は全般的に改善傾向が見られるものの、依然として局所的な水域では、植物プランクトンによる内部生産や赤潮の発生など、富栄養化による水質への影響が見られます。したがって、今後も継続したCOD、窒素及びりんの総量削減を総合的、計画的に行っていく必要があります。

このため兵庫県では、環境大臣から「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」の通知を受けて、平成 21 年度を目標年度とした瀬戸内海の汚濁負荷量の削減に向けて、第 6 次水質総量規制に係る「総量削減計画」及び「総量規制基準」を策定します。

### 2 提出いただいたご意見などの取扱いについて

県民の皆さんからお寄せいただいたご意見などについては、第 6 次水質総量規制に係る「総量削減計画」及び「総量規制基準」策定の参考とさせていただきます。また、ご提出いただいたご意見の概要とこれに対する県の考え方につきましては、後日、最終決定した計画と共に発表させていただきます。

## 水質総量規制制度の概要



### 水質総量規制の経緯と第6次水質総量規制実施の見込み

	基本方針策定	目標年度	総量規制適用日	対象項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	昭和55年7月1日	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	昭和62年7月1日	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	平成3年7月1日	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	平成8年9月1日	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	平成14年10月1日	COD、窒素、磷
第6次	平成18年11月	平成21年度	平成19年9月1日	COD、窒素、磷

既設事業場には基準適用猶予期間が設けられる。(平成21年4月1日:全事業場に適用)  
 総量規制基準値は、実施可能な範囲において設定される。